



令和 8 年 8 月 18 日

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治 様

提出者	芽室町議会議員	早苗 豊
賛成者	芽室町議会議員	中田 智恵子
賛成者	芽室町議会議員	橋本 和仁
賛成者	芽室町議会議員	常 通 直人

芽室町議会基本条例中一部改正の件

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び芽室町議会会議条例第 16 条
第 2 項の規定により提出します。

会議案第 号

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例

芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「16人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。

理 由

議長の裁決権を含む議決構造を踏まえ、議会の意思決定機能を確保するとともに、各常任委員会を7人で構成し、その審査及び討議機能を維持するため、議員定数を16人から15人に改めようとするものであります。

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(議員定数) 第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、<u>15人</u>とします。 2・3 ー略ー <u>附 則</u> <u>この条例は、令和9年5月1日から施行する。</u>	(議員定数) 第28条 法第91条第1項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、<u>16人</u>とします。 2・3 ー略ー